

三島市歯科口腔保健の推進に関する条例案

パブリック・コメント用

ご意見の募集期間

平成24年12月5日(水)～平成25年1月4日(金)

三島市

○三島市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、市民の歯科疾患の予防等による歯及び口腔^{くわう}の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、市における歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健関係者等 保健、医療、社会福祉、教育その他の歯科口腔保健（以下「保健等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (2) 事業者 三島市健康づくり条例（平成 24 年三島市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する事業者をいう。
- (3) 8020 運動 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことにより健全な咀嚼^{そしやく}能力を維持し、健康で質の高い生活を送ることを目的とした歯科口腔保健に関する運動をいう。

（基本理念）

第 3 条 歯科口腔保健は、市民が生涯にわたり健やかで心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであり、にぎわいと活力ある持続可能な健康都市の実現に資するものであることに鑑み、保健医療、社会福祉、教育その他の施策との有機的な連携を図りながら、市民、事業者、保健関係者等及び市の協働により推進されるものとする。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

（市民の役割）

第 5 条 市民は、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策を活用すること並びにかかりつけ歯科医等の指導及び助言を受けること等により、歯科口腔保健に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（保健関係者等の役割）

第 6 条 保健関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの職務において市民の歯科口腔

保健を推進するよう努めるとともに、他の者が行う歯科口腔保健に関する取組との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、その被用者の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を支援するよう努めるものとする。

(歯科保健計画)

第 8 条 市長は、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健に関する基本的な計画（以下「歯科保健計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する基本方針
- (2) 歯科口腔保健の推進に関する目標
- (3) 歯科口腔保健の推進に関する施策
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 歯科保健計画は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項及び条例第 9 条の規定による三島市健康づくり計画その他の市が策定する健康づくりに関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、歯科保健計画を定めようとするときは、あらかじめ、三島市歯科保健推進会議（第 11 条第 1 項を除き、以下「推進会議」という。）の意見を聴くものとする。

5 市長は、歯科保健計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前 2 項の規定は、歯科保健計画の変更について準用する。

(基本的施策の実施)

第 9 条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 8020 運動を推進すること。
- (2) 摂食、咀嚼及び嚥下等の口腔機能の維持向上に関する知識の普及啓発に努めること。
- (3) 三島市食育基本条例（平成 21 年三島市条例第 10 号）により食育の推進を図ること。
- (4) 母子（妊婦を含む。）の歯科口腔保健を推進すること。
- (5) 幼児期及び学齢期において、歯科教育を促進するとともに、科学的根拠に基づく効果的な歯科疾患の予防対策を推進すること。
- (6) 青年期及び壮年期において、効果的な歯周病の予防対策を推進すること。
- (7) 高齢期において、口腔機能の維持向上のための対策を推進すること。
- (8) 障害者、介護を必要とする者その他の者であって歯科検診、口腔衛生指導等を受けることが困難なものについて、その者の心身の特性に応じた適切な歯科疾患の予防対

策を推進すること。

(9) 平常時及び災害発生時における歯科医療体制の整備を推進すること。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進会議)

第11条 市は、市民の歯科口腔保健に関する施策の円滑な推進を図るため、三島市歯科保健推進会議を置く。

2 推進会議は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、市民の歯科口腔保健の推進のために市長が必要と認める事項について審議する。

3 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健関係者等（関係機関及び関係団体にあつては、その代表）

(3) 事業者又は地域団体を代表する者

(4) 市民

(5) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。